

臨時教職員の権利紹介④

1学期から臨時教職員権利を紹介しています。今回は「年休・休暇」の制度です。

chapter 4

年休や休暇はどうなってるの？

1. 臨時的任用職員

年次休暇……1年間につき20日 $20日 \times (\text{任用期間の日数}) / 365$ (端数切り捨て)
(ただし、ほとんどの方は365日-1日となるため19日となる)

1年以上勤務(若干の雇用中断期間を含む)の場合で、前年度の年休未消化日数を繰り越すことができます。

病欠休暇……1日目(時間単位も含む)から診断書の提出が義務化される。
任用期間内なら90日間の長期の病欠休暇の取得が可能(代替者も配置される)

特別休暇 臨時的任用職員のみ適用されます。主なものとして

服喪休暇……父母・配偶者、子が死亡した場合7日。

結婚休暇……結婚前1週間から結婚後6ヶ月までの間で、連続5日以内(週休日、休日を含む)。

夏期特別休暇……7月1日～9月30日までの間で5日。
7月～9月の途中で任用が切れる時は、
[7月1日からの任用期間] ÷ 18 (端数切り捨て)

子どもの看護休暇……年5日。中学校就学までの子の負傷・疾病の看護。時間単位でも取れる。子どもが複数いる場合は年10日

妻の出産休暇……2日間。妻の出産に係る入院等の日から出産後2週間以内。日または時間

男性職員の育児参加のための休暇……5日間。妻の出産前8週・産後16週以内に、当該の子または小学校就学前の子の養育

短期介護休暇……年5日(被介護者が2人以上の場合10日)以内。日または時間

2. 非常勤講師

雇用期間6ヶ月を超えて勤務する場合に、週あたりの勤務日数に応じて以下の通り与えられます。取得は勤務時間の長短にかかわらず、1日単位です。

非常勤講師の年休 ～初年度～

| 1週間あたりの勤務日数 | 5日以上 | 4日 | 3日 | 2日 | 1日 |
|-------------|------|----|----|----|----|
| 年次有給休暇の日数 | 10日 | 7日 | 5日 | 3日 | 1日 |

※雇用期間が6ヶ月を超えない非常勤講師が、契約更新によって、6ヶ月を超えることとなった場合は、6ヶ月を超えて雇用されることが確定した時点で付与されます。

※1年以上継続勤務(若干の雇用中断期間を含む)の場合で、前の1年間の全勤務日の8割以上勤務した場合、2年目以降、継続勤務年数と週あたりの勤務日数に応じて下表の通り付与されます。

| 1週間あたりの勤務日数 | 継続勤務年数 | | | | | |
|-------------|--------|-----|-----|-----|-----|------|
| | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年以上 |
| 5日以上 | 11日 | 12日 | 14日 | 16日 | 18日 | 20日 |
| 4日 | 8日 | 9日 | 10日 | 12日 | 13日 | 15日 |
| 3日 | 6日 | 6日 | 7日 | 9日 | 10日 | 11日 |
| 2日 | 4日 | 4日 | 5日 | 6日 | 6日 | 7日 |
| 1日 | 2日 | 2日 | 2日 | 3日 | 3日 | 3日 |

※年休の繰り越し 年休計算は会計年度ごとに行い、その年度、取らなかった日数については、勤務校が変更されない場合においてのみ次年度に繰り越すことができます。



来年度予算に関する高石市教委交渉 11月22日(火)18時～高石市役所にて

生活と権利を守るため、講師の方も泉北教組に加入してください。組合費は月千円です。